

■令和元年度「第4次男女共同参画行動計画」に関する進捗状況(実績)
【計画年度:2018(平成30)年度~2022(令和4)年度】

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革

施策の方向1 男女共同参画意識を实践・行動に繋げるための教育・啓発の推進

重点施策	施策		方向性	事業番号	具体的な取組	事業概要	主管課	R01実績	課題と今後の取組
	女性活躍推進法	施策の名称							
①男女共同参画の教育の推進			継続	1	小・中・高・大学生等への出前講座の実施	一人ひとりが男女共同参画意識を持って行動できるためには、基本的な人間性や社会性を身に付ける時期からの継続的な教育が重要であることから、小学生~大学生に対し男女共同参画について学ぶ機会として出前講座を実施する。	男女共同参画課	・教育出前講座 2回 参加人数 137名 ・デートDV防止出前講座 12回 参加人数 1,211名	【課題】 ・講座の効果を向上させるため、より「自分ごと」としてとらえさせられるよう、講座内容を見直すとともに、より多くの学校に出前講座を活用してもらうため、周知の強化を図る必要がある。 【今後の取組】 ・多くの学校で、翌年度の行事内容を1月に検討していることから、その時期に合わせて周知を行う。またデートDV出前講座においては、身近な例を多用した体験型講座の充実を検討する。
			継続	2	本市職員への人権研修、ハラスメント防止研修の実施	市職員の人権及び男女共同参画意識の醸成を図るため、新採用職員や監督職等を対象とした人権研修、「ハラスメント防止ガイドライン」を踏まえたハラスメント防止研修を実施する。	人事課 男女共同参画課	・ハラスメント防止研修の実施 実施回数:4回 対象者:管理職、監督職 参加人数:129名 ・人権研修の実施 実施回数:2回 対象者:新採用職員、監督職 参加人数:174名	【課題】 ・改正女性活躍推進法(令和2年6月施行)の内容を踏まえるとともに、ハラスメントに係る具体的な事例・判例をより多く盛り込み、指導とハラスメントの境界を学ぶことができるよう研修内容を一層効果的なものとしていく必要がある。 ・各人権課題に対する事例を盛り込み、より一層効果的な研修をしていく必要がある。 【今後の取組】 ・改善しながら継続実施予定 ・ハラスメントに係る事例・判例、最新の国の動向や法制度の状況を熟知した専門家を講師として招へいし、研修を実施する。 ・各人権課題に対する事例については、各自治体の動向、法制度などの状況を踏まえながら実施していく。
			継続	3	男女共同参画の視点を踏まえた保育研修会の実施	子どもの頃から男女共同参画意識を醸成するため、男女共同参画の視点を踏まえた保育がなされるよう、幼児教育に携わる保育士を対象に研修会を実施する。	男女共同参画課 保育課	・実施回数 1回 参加人数 9名	【課題】 ・より多くの保育関係者への理解促進を図る必要がある。 ・ジェンダーや人権に配慮した保育がなされるよう、保育所保育指針に基づきながら、適切に保育に係る研修会を実施していく必要がある。 【今後の取組】 ・男女共同参画の視点を踏まえた保育がなされるよう、継続的に研修を実施する。
			継続	4	人権教育研修会の実施	本市立小・中学校の教育活動における人権教育の充実を図るため、各学校の人権教育主任等の教員が、本市や県が開催する人権教育研修会において、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動の在り方等について学ぶ研修会を実施する。	学校教育課	・開催回数 2回 ・参加人数 186人	【課題】 ・性的マイノリティやヘイトスピーチなど 新しい人権課題について、学習内容及び方法の改善・充実と啓発の推進。 【今後の取組】 ・全小・中学校で策定している人権教育年間指導計画の中で、各教科等の学習内容と関連付けて、新しい人権課題の学習について充実を図るよう指導。
			継続	5	小学生への男女共同参画の啓発	基本的な人間性や社会性を身に付ける時期から、男女共同参画についての意識の醸成を図るため、子ども向けのパンフレットを活用した啓発を実施する。	男女共同参画課	・教育参考資料「かがやき」発行・配布 5,450部(市内全小学校5年生)	【課題】 ・全小学校での「かがやき」の活用を目指し、教職員に対し、利用についての理解を深める必要がある。 【今後の取組】 ・引き続き、授業で指導しやすいよう、かがやきに「活用の手引き」を添付し、教職員を対象に活用促進を図る。
			継続	6	小・中学生へのキャリア教育の実施	児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てるため、家庭や学校など身近な人々の職業や生き方を理解させたり、地域で働く人の職場見学や体験等を実施したりする。その際、個性や能力、興味等を大切に考える考え方についても指導する。	学校教育課	職場見学や社会体験学習等の実施校 ・93校	【課題】 ・キャリア形成に必要な基礎的・汎用的能力を育てる。 【今後の取組】 ・学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の発達の段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育を推進し、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる。
			新規	7	女子学生へのキャリア教育支援	女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、性別に偏りのない職業選択を支援するための講座を実施する。	男女共同参画課	・女子中高生の理系進路選択支援講座 1回 21名	【課題】 ・中高生にとって望ましい職業観やキャリア形成を導く講座を企画する必要がある。 【今後の取組】 ・市内理系大学と連携した事業を実施し、魅力的な講座作りをするとともに、多くの女子中高生やその保護者・教師が、理系分野への興味関心を高めるよう事業の周知に努める。

②男女共同参画についての広報・啓発活動	継続	8	市民への広報・啓発活動の実施	男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画推進月間、DV根絶強化月間などの啓発強化期間を中心に、広報紙やパネル展等を行い、重点的・集中的に啓発活動を実施する。	男女共同参画課	・広報紙による情報発信 4回 ・啓発パネル展の実施 4回	【課題】 ・男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、引き続き市民に対する啓発を実施していく必要がある。 【今後の取組】 ・引き続き、啓発推進月間等を中心に、広報紙やパネル展示などを行い、重点的・集中的に啓発活動を実施する。
	継続	9	市民への男女共同参画の啓発の実施	男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画推進の拠点である男女共同参画推進センターの事業やセンターで活動する団体などについて、情報誌やフェイスブックを活用して、広く市民に周知する。	男女共同参画課	情報誌の発行 年1回 フェイスブックによる、事業周知 随時	【課題】 ・より多くの市民へ、時機を捉え、必要な情報を周知するため、記事の充実や効果的な配布により効果的に啓発する必要がある。 【今後の取組】 ・市民への啓発として発信が必要な情報を、受け取り側が興味を持てる内容となるようなテーマ設定を行うとともに、適切な機会をとらえた効果的な配布に努める。
	継続	10	男女共同参画ニュースの発行	市職員の男女共同参画意識を高めるため、また、審議会等への女性登用に向けた理解促進や、市職員のワーク・ライフ・バランスへの取組促進などを図るため、庁内LANを利用して男女共同参画に関する情報を提供する。	男女共同参画課	・年3回公開 「男性の育休取得率から見る男女共同参画社会」 「11月はうつのみやDV根絶月間」 「男女共同参画に関するデータで見る女性活躍」	【課題】 ・新たな男女共同参画に関する課題等について周知を行うことが必要である。 【今後の取組】 ・市職員の意識啓発に必要な情報を提供できるよう、テーマ設定を行っていく。
	継続	11	男女共同参画表現ガイドラインの周知	刊行物等において男女共同参画の視点に配慮した文章やイラスト等の表現となるよう、具体的な表現事例を示した「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」などを市ホームページで周知・啓発を図るとともに、庁内ランで市職員にも周知・徹底する。	男女共同参画課	・ホームページでの周知 ・男女共同参画ニュースの公開に合わせ、庁内ランにおいて1回公開	【課題】 ・継続的な周知を図る必要がある。 【今後の取組】 ・職員に対しては、人権研修の機会や庁内ランを活用し「表現ガイドライン」の周知・啓発に取り組む。また、市民に対しては引き続きホームページで周知・啓発を図る。
	継続	12	活躍している女性の情報発信	女性が個性と能力を十分に発揮し、新しい発想や多様な能力を活かして、さまざまな分野へチャレンジする意欲の向上を図るため、身近なチャレンジ事例を広く紹介する。	男女共同参画課	・情報誌による啓発 1回 ・フェイスブックによる、事業実施に合わせた紹介 随時	【課題】 ・多くの女性に様々な分野へのチャレンジを促すため、ロールモデルになるような活躍する女性を情報発信していく必要がある。 【今後の取組】 ・情報誌やフェイスブックを効果的に活用し、様々な分野で活躍する女性を紹介することで、新たなことへチャレンジする意欲の向上を図る。
	継続	13	親学と子どもの情報誌「こどもるっくる」の充実	子どもの健やかな成長のために、保護者に知っておいてほしいことや、学んでほしいこと、親学に関する事業等を伝えるとともに、子どもたちの体験活動を推進するために、土日や長期休業中に、子どもが参加できる各種講座・イベント、ボランティア活動等に関する情報を提供する。	生涯学習課	「こどもるっくる」の発行 発行部数：年2回発行、各66,500部 配付先：市内の保育園・幼稚園等～中学校及び公共施設 主なテーマ： 第17号(令和元年7月号) 「令和の時代も育もう 子どもの自己肯定感」 第18号(令和2年3月号) 「子育て中に感じやすい “イライラ”と“ニコニコ”」	【課題】 ・家庭教育に関心が低い親や家庭教育に関する情報が届きにくい未就園の子をもつ親に対しても、「自己肯定感の育成」などについて、定期的に情報提供する必要がある。 【今後の取組】 ・関心が低い親も含め多くの親に読んでもらえるよう、今後も「自己肯定感の育成」を軸とし、興味関心を引くようなテーマの選定や見やすく分かりやすい誌面構成に努める。また、配付に関しては、未就園の子をもつ親を対象とした子ども部の事業と連携するなど、より多くの親に届くような手段を検討する。

施策の方向2 男性を中心とした意識変革による固定的性別役割分担や慣行の見直し

重点施策	施策		方向性	事業番号	具体的な取組	事業概要	主管課	R01実績	課題と今後の取組
	女性活躍推進法	施策の名称							
●★		③男性自身の意識の変革による家庭参画の促進	拡充	14	男性の家庭参画促進講座等の実施	男性の家庭参画を促進するため、幼い子を持つ父親のみならず、将来、父親となる独身男性も対象に加え、講座等の実施や広報・啓発活動を行う。	男女共同参画課	2回開催 ・父・子:クッキング 母:アルバムづくり 参加人数 27名 ・父・子:体を使った親子遊び 母:バレエエクササイズ 参加人数 30名	【課題】 ・参加者の興味をひく講座とするため、講座内容やタイトル検討を行う必要がある。 【今後の取組】 ・今後も、対象層やニーズを整理し、効果的な内容を企画するとともに、費用対効果をふまえた効率的な周知を行う。
			継続	15	ママパパ学級の実施	安心して妊娠期を過ごし、安全な出産を迎え、夫婦や家族が協力して子育てできるよう、妊婦とその夫を対象に、保健師・助産師などが講師となって、妊娠・出産・育児についての講話や実習を実施する。	子ども家庭課	参加者数 1,294人	【課題】 ・母子健康手帳交付時に参加を促し、参加者のほとんどが夫婦で参加するなど、夫婦で協力した子育てに向けた支援が図られていることから、引き続き、夫婦共同による育児を推進するため、継続実施していく必要がある。 【今後の取組】 ・今後は、夫婦共同による育児を推進するため、夫婦での子育てや家族の健康づくりを実践できるよう妊娠中から産後の対応の変化や、子どもを迎える準備、育児の心構えなどの知識・技術の理解促進を図るとともに、受講者アンケートを活用しながら実施内容の検討を行う。
			継続	16	家族経営協定締結促進事業	農業における労働・生活環境の改善と女性の社会的地位の向上を目指し、家族経営協定の推進会議、各戸訪問等を関係機関との連携により実施し、家族経営協定の締結の浸透を図る。	農業委員会事務局	・各戸訪問:61戸 ・協定締結件数(新規・見直し):11件 ※新規累積件数:394件	【課題】 ・制度の周知、推進対象者への働きかけ 【今後の取組】 ・制度のリーフレットを活用しながら周知に努め、関係機関との連携により推進対象者への働きかけを強化する。
		④男性シニア層を中心とした固定的性別役割分担の解消	継続	17	男性シニア層を中心とした男女共同参画推進講座の実施	男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画をテーマに講演や講座を実施する。	男女共同参画課	講座実施回数 1回 参加人数 21名 歴史から学ぶ男女共同参画推進講座 「オリンピックに学ぶ男女共同参画の歴史～苦難の道だった女性スポーツの誕生」	【課題】 ・男性シニア層には、男女共同参画を前面に出さない方が、参加しやすいとの意見があるため、テーマや周知方法を工夫する必要がある。 【今後の取組】 ・男性シニアに対する周知啓発の手法について、講座の充実を図るとともに、講座以外の手法についても検討する。

基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進

施策の方向3 雇用の場における女性の活躍の推進

重点 施策	施策		方向 性	事業 番号	具体的な取組	事業概要	主管課	R01実績	課題と今後の取組
	女性 活躍 推進 法	施策の 名称							
★		⑤女性の活躍に向けた人材育成支援	継続	18	女性のためのキャリアアップ講座等の実施	男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画をテーマに講演や講座を実施する。	男女共同参画課	講座実施回数1回 参加人数 延べ 30名 ・「あなただからできる女性リーダーのススメ」(2回連続講座)	【課題】 ・これまでは、仕事上のキャリアアップなど各分野毎に講座を企画してきたが、受講者のニーズを分析し、今後は、ワークライフバランス(WLB)など私生活全体をとらえた啓発を行う必要がある。 【今後の取組】 ・女性のキャリアアップには、多くの市民の意識の根底にある固定的性別役割分担意識の解消が必須であるため、各論と全体論を交互に啓発するものとし、今年度は「女性の自立や活躍」など原点に立ち返った講座を実施する。
			継続	19	中小企業的一般事業主行動計画策定支援	働きやすい職場環境とするため、職場環境改善や多様な働き方の実現に向けた取組や、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する中小企業に対しコンサルタント派遣等の支援を行う。	男女共同参画課	・リーフレット作成 2500部 ・出前説明会 2回 ・出前相談 1社1回	【課題】 ・ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む事業者の裾野を広げ、多様な取組を促進するため、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定を促進するには、事業者に対するより幅広い周知啓発が必要である。 【今後の取組】 ・リーフレットによる啓発については、インセンティブの対象となる企業へターゲットを絞るなど、効果的な周知を実施するとともに、団体等が実施するセミナー、会合などに合わせてリーフレットを活用した「出前説明会」を実施する。 ・引き続き、周知を実施することにより、ニーズ掘り起こしを図り、行動計画の策定について支援を希望する事業者に対し、「出前相談」を実施していく。 ・引き続き、みやシャイン女性活躍推進協議会や関係課等と連携しながら、より効果的な啓発に取り組んでいく。
			継続	20	一時預かり事業の実施	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児の保育を行うことにより児童の福祉の増進を図る。	保育課	・一般型 公立2園 民間30園 ・幼稚園型 民間18園	【課題】 ・各施設の児童の受入れや実施状況などを踏まえ適切に事業を実施していく必要がある。 【今後の取組】 ・保育サービスを必要とする全ての子育て世帯が、利用したい時に利用できるよう事業の充実を図っていく。
			継続	21	教育・保育施設・地域型保育事業による供給体制の確保	教育・保育を必要とするすべての子どもに適切な教育・保育サービスを提供し、待機児解消を図るため、認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業などの事業による供給体制の確保を図る。	保育課	・11,434人(令和元年10月1日時点における入所児童数)	【課題】 ・働き方改革の推進や幼児教育無償化など、社会環境や市民ニーズの変化を踏まえ、良質な保育サービスを提供するとともに、年間を通じた待機児童ゼロの継続的な実現を図る必要がある。 【今後の取組】 ・ニーズを踏まえ令和2年3月に策定した「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」(計画期間:令和2年度～令和6年度)に基づき、施設整備や既存保育所における弾力化を活用するなどしながら、供給体制の確保に努めていく。
			継続	22	延長保育事業の実施	保護者の就労形態の多様化や通勤時間等に伴う保育需要に対応するために、通常の利用時間以外の時間において保育所等で保育を実施することで、児童の福祉の増進を図る。	保育課	・公立10園/10園 ・民間113園/141園(補助対象園のみ)	【課題】 ・各施設の児童の受入れや実施状況などを踏まえ適切に事業を実施していく必要がある。 【今後の取組】 ・保育サービスを必要とする全ての子育て世帯が、利用したい時に利用できるよう事業の充実を図っていく。
			継続	23	病児保育事業の実施	病気及び病気の回復期にあたる集団保育の困難な児童を一時的に施設において保育を行い、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図る。	保育課	・実施施設 病児保育6園(うち送迎対応実施施設4園)	【課題】 ・各施設の利用状況等を踏まえ、引き続き適切に事業を実施していく必要がある。 【今後の取組】 ・保育サービスを必要とする全ての子育て世帯が、身近な地域で利用できるよう保育サービスの充実を図っていく。
			継続	24	発達支援児保育の推進	保護者の就労や疾病等により保育を必要とする心身に障がい等を有する児童を、認定こども園や保育所等において、教育・保育を提供できる体制をつくる。	保育課	・実施園 61園 ・受入れ児童 延157人	【課題】 ・支援が必要な児童の発達状況に応じたきめ細かな保育を提供できるよう、引き続き各施設の状況に応じて保育体制整備を図る必要がある。 【今後の取組】 ・発達支援児の健全な発達を促すため、教育・保育施設等でのさらなる受入れを促進し、保育サービスを必要とする子育て世帯が安心して利用できるよう、体制整備に向けた支援の充実に取り組んでいく。

●★	⑥仕事と子育てや介護等との両立支援	継続	25	ファミリーサポートセンター事業の実施	一時的又は臨時的に子どもを預けることで、仕事その他の活動と育児を両立できる環境整備や、児童の福祉の向上を図るため、協力会員(育児の援助を行うことを希望する者)と依頼会員(育児の援助を受けることを希望する者)が相互に援助しあう、地域に根ざした子育て活動を支援する。	子ども未来課	・会員数:2,792人 依頼会員 2,059人 協力会員 528人 両方会員 205人 ・活動件数 14,560件	【課題】 今後も適切なマッチングが行えるよう、社会環境の変化や新たなニーズを捉えた協力会員の質を確保するとともに、地域ごとの協力会員数と依頼会員数の状況など、現状の分析・検証を行う必要がある。 【今後の取組】 今後とも利用希望者のニーズに応えられるよう、ステップアップ講習会を社会環境の変化に応じたテーマ(救急救命等)で実施するとともに、地域や関係団体と連携しながら協力会員の確保を継続的に取り組む。
		継続	26	宮っ子ステーション事業の充実	放課後等における児童の健全育成を図るため、留守家庭児童の生活の場である「子どもの家等事業」と体験や交流活動などを行う「放課後子ども教室事業」を一体的に実施し、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを行う。	生涯学習課	のべ地域活動者数 22,665人	【課題と今後の取組】 子どもたちの体験活動などの充実を図り、地域ぐるみで子どもを育む環境づくりを推進するため、全ての小学校区での早期実施を図る必要がある。そのため、今後、未実施校区に対して、校区ごとの実情に応じた立上げのための支援を強化し、実施校区の拡大を図る。また、実施校区については、活動メニューの共有や、情報交換会等を実施し、事業内容の充実と実施回数 の増を図る。
		拡充	27	仕事と育児・介護等の両立に向けた意識啓発講座等の実施	仕事と生活が充実し好循環を生み出す環境づくりに向けて、「仕事と育児・介護等の両立」をテーマに、介護離職を予防するため、介護保険制度の周知等の講座等を実施する。	男女共同参画課	講座実施回数 2回 参加人数 延べ48名 ・「子育てママの作戦会議」「子育てママのステキな働き方」 ・「育休ママの職場復帰準備セミナー」	【課題】 ・興味や関心が高いテーマや社会情勢を踏まえた講座を実施していく必要がある。 【今後の取組】 ・再就職を希望する女性に必要なスキルや情報を習得するセミナーの充実を図る。
		継続	28	結婚活動支援事業の実施	結婚を希望する独身男女が幸せな家庭を築きながら、仕事も責任も分かち合い、共生できる社会を実現するため、結婚観の意識の醸成や結婚の希望を叶える支援等を行う。	男女共同参画課	実施回数:7回 参加人数:男性222名 女性199名 計421名	【課題】 ・事業対象者のニーズを分析し、特殊なノウハウを用いて、効果的に事業を遂行するため、民間事業者の業務委託により実施する。また、事業対象者の結婚の希望を叶えられるよう、本市のみならず、県など様々な情報を提供する必要がある。 【今後の取組】 ・対象年齢を区切るなど、詳細なニーズに合わせてイベントを企画するとともに、県などと連携し、様々な機会を通して、結婚に有用な情報を提供する
		継続	29	介護保険事業の着実な実施	高齢者等が、住み慣れた地域で、いつまでも安心して自立した生活が送れるよう介護保険事業を着実に実施するとともに、制度の利用方法やサービス内容について情報提供を行う。	高齢福祉課	・「介護保険の手引き」の発行 作成部数:13,000部 配布先:各地区市民センター・出張所、地域包括支援センター、高齢福祉課窓口等	【課題】 ・より効果的・効率的な「介護保険制度」の周知・啓発の手法を検討する必要がある。 【今後の取組】 ・引き続き、介護を必要とする本人やその家族等が適切に介護保険を利用できるよう、「介護保険の手引き」による情報提供に取り組むほか、出前講座等も活用しながら、介護保険制度の理解促進を図る。
		継続	30	家族介護教室の実施	要介護高齢者の状態の維持・改善を図り、介護者が安心して介護が続けられるよう、適切な介護知識・技術習得のための講話及び講習や、介護に関する相談窓口の紹介、介護者同士の情報交換等を行う。	高齢福祉課	・家族介護教室の実施 実施会場:43会場 実施回数:52回 参加人数:816人 ※新型コロナウイルス拡大防止のため6回中止となった。	【課題】 ・1会場平均15名程の参加者があるが会場により参加者数にばらつきがあり、参加者も固定化する傾向がある。介護者が参加しやすい会場の選定や工夫、ニーズに合った内容の企画が必要である。 【今後の取組】 ・連合自治会単位毎に年1回以上の実施(地域包括支援センターへの委託)と介護者交流会の年2回実施(宇都宮介護者の会への委託)を継続する。
		継続	31	男女共同参画推進事業者表彰(きり大賞)の実施	男女がともに参画できる社会づくりの促進を図るため、性別にかかわらず個性と能力を發揮できる働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる事業者を称え表彰する。	男女共同参画課	男女共同参画推進事業者表彰事業者数 3社	【課題】 ・周知不足や応募の動機付けが弱いことなどから、応募者数が少ない現状である。 【今後の取組】 ・きり大賞の位置付けと審査基準の見直しを図っていく。
		新規	32	事業所における従業員の健康づくりの促進	事業主や健康管理担当者を対象とした講演会や研修会による啓発により、働く世代の健康づくりに対する意識を高めるとともに、従業員等を対象とした健康に関する講座の開催や健康情報の提供などを実施する。	健康増進課	・働く人の健康づくり講演会の開催 演題:働く世代のメンタルヘルス対策について 参加者数:142名 ・事業所への出前講座の実施 実施回数:41回 利用団体:41社 参加者数:1,824名 ・職域に対する健康情報の提供 配布先:清原・平出工業団地などに立地する事業所 配布事業所数:延2,975社 ・職場における健康づくり応援サイトの開設【新規】 事業主や健康管理担当者が主体的に健康づくりに取り組めるよう、健康情報を集約したサイトを本市ホームページに開設。 ・健康づくり事業者表彰事業者数:21社	【課題】 ・職場における健康づくりをさらに促進させるため、事業所等への情報提供の充実を図るとともに、事業所が出前講座等を利用しやすい環境を整備する必要がある。 【今後の取組】 ・職域における健康づくり活動の充実や主体的に健康づくりに取り組む事業所の拡大を図るため、事業主等を対象とした講演会の開催や応援サイト等を活用した情報提供を行うとともに、出前講座のテーマを拡充して実施していく。

⑦働きやすい職場環境整備に向けた支援	継続	33	勤労者向けWLB啓発セミナーの実施	勤労者自身が働き方を見直し、WLBを推進するきっかけとなるよう、勤労者を対象とした啓発セミナーを実施する。	男女共同参画課	講座実施回数 3回 参加人数 延べ 44名 ・働き方マネジメント講座 一般社員向け(全2回) ・WLBセミナー① 私の幸せと仕事の充実 ・WLBセミナー② ストレスに強くなる！人間関係の境界線(バウンダリー)がわかる講座	【課題】 ・講座のテーマや内容について、宇都宮商工会議所やみやシャイン女性活躍推進協議会構成団体と連携し、勤労者と経営者のニーズ等をふまえて企画する必要がある。 【今後の取組】 ・勤労者が希望する講座に参加できるよう、対象者や講座内容を明確にした企画を行い、誤解の少ない周知を行うことにより参加者の満足度を高める。
	拡充	34	WLB実践ガイドブックの配布	市内各事業所におけるWLBの実現に向けた雇用環境の整備やその取組を促すため、WLBの取組に加え、労働法や労働環境改善策に係る知識の普及に繋がる有効な各種情報をまとめたガイドブックを事業所訪問等において配布する。	男女共同参画課	・WLB実践ガイドブックの周知 8,000社 (配布手法を紙媒体から電子媒体へ移行)	【課題】 ・市内事業所のWLB推進のため、事業所に対する啓発を継続して実施するとともに、より効果的な周知方法について検討する必要がある。 【今後の取組】 ・配布手法を紙媒体による配布から電子媒体への移行など、より効果的な周知について検討する。
	継続	35	労働環境啓発冊子の作成・配布	雇用促進と労働環境の向上を図るため、雇用・労働に関する各種制度や事業、勤労者のための福利厚生制度に関する冊子を作成・配布し周知啓発を行う。	商工振興課	・事業者向け・勤労者向けガイドの作成 ・周知事業所数:8,450事業所 ・ホームページへの掲載、各工業団地、関係団体を通じた周知	【課題】 ・雇用促進と労働環境の向上のためには、より多くの事業者・勤労者等へ情報発信できるよう効果的な周知方法を検討する必要がある。 【今後の取組】 ・より多くの事業者・勤労者等へ情報発信するため、市ホームページ掲載の電子版を案内する「ガイドブック周知チラシ」の配布や、関係機関のメールマガジンや新聞広告等を通じた周知強化に取り組む。
	継続	36	「宇都宮まちづくり貢献企業認証制度」の認証	企業・市民・行政の協働によるまちづくりのため、CSR(企業の社会的責任)活動に取り組む企業を対象に、「宇都宮まちづくり貢献企業」(認証内容の一つにWLBを設定)を認証する。	商工振興課	・CSRセミナー 1回 ・認証制度説明会 1回 ・認証式 1回	【課題】 ・適宜認証項目を見直し、常に実効性の高い制度にする必要がある。 【今後の取組】 ・地域経済の活性化のためには、企業における地域との協働のまちづくりを進めることが重要であることから、社会情勢の変化を的確に把握し、適宜認証項目等を見直ししながら、引き続き「CSR認証制度」を推進していく。
	継続	37	中小企業の一般事業主行動計画策定支援	働きやすい職場環境とするため、職場環境改善や多様な働き方の実現に向けた取組や、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する中小企業に対し、コンサルタント派遣等の支援を行う。	男女共同参画課	再掲(No.19)	再掲(No.19)
	新規	38	多様で柔軟な働き方の推進	勤労者個々人の事情や仕事の内容に応じて、テレワークなど、多様で柔軟な働き方が選択できるように、企業に対し、好事例の紹介などを通じた啓発、働きかけを行う。	男女共同参画課 商工振興課	・WLB実践ガイドブックの周知 8,000社 (配布手法を紙媒体から電子媒体へ移行) ・事業者向け・勤労者向けガイドの作成及び各事業所への配布(各2,500部) ・ホームページ掲載 ・事業者向け・勤労者向けガイドの作成 ・周知事業所数:8,450事業所 ・ホームページへの掲載、各工業団地、関係団体を通じた周知	【課題】 ・多様で柔軟な働き方を推進するため、市内企業に対し、より一層の啓発・働きかけが必要である。 ・雇用促進と労働環境の向上のためには、より多くの事業者・勤労者等へ情報発信できるよう効果的な周知方法を検討する必要がある。 【今後の取組】 ・WLB実践ガイドブックに好事例を掲載し、企業に対する啓発を行う。 ・より多くの事業者・勤労者等へ情報発信するため、市ホームページ掲載の電子版を案内する「ガイドブック周知チラシ」の配布や、関係機関のメールマガジンや新聞広告等を通じた周知強化に取り組む。
	継続	39	労働相談の実施	個別労使紛争の早期かつ円満な解決を図るため、労働に関する諸問題について社会保険労務士等が総合的に相談に応じる相談会を実施する。	商工振興課	・毎月2回(原則第2木曜日、第4火曜日) ・実施回数24回 ・相談者数40人(件)	【課題】 ・労働環境の維持・向上を促進するためには、継続して相談機会を提供するとともに、個別労使紛争等の早期解決に向けた効果的な取組が重要である。 【今後の取組】 ・引き続き、労務関係の専門家である社会保険労務士による相談事業を実施するとともに、労働関係法令違反が疑われる案件については栃木労働局等へ相談をつなぐなど関係機関等との連携を強化し、個別労使紛争等の早期解決を図る。
	廃止	40	勤労者健全育成事業補助金	市内勤労者の健全な育成を図るため、市内に事業所のある中小企業の集合体又は労働組合の集合体が勤労者の健全な育成に必要な事業を実施する場合の費用の一部を補助する。	商工振興課	・補助金交付団体数:1団体(宇都宮地区労働組合会議)	【今後の取組】 ・勤労者の健全な育成や働きやすい職場環境の整備は社会全体で取り組むべき課題として認識が強まっており、国や県等の関係機関において、「栃木働き方改革推進支援センター」の設置や「働き方改革セミナー」の開催など、支援事業の充実が図られていることから令和元年度をもって廃止とした。
	新規	41	オフィス企業立地支援補助金	女性の求職者が多い事務的職業の受け皿の確保に向け、本市に事務職を雇用する「オフィス」を新設・増設する企業を対象に、賃借料家賃や改修費、地元雇用促進等に対する支援策の充実を図り、オフィス系企業の誘致を進める。	産業政策課	・オフィス企業立地支援補助金の申請受付【実績4社】 ・オフィス企業立地支援補助金の従業員規模要件の見直し(単独事業所の場合6名以上) ・宇都宮市企業誘致セミナーin東京の開催【68社、130名参加】 ・空きオフィスバンクの登録【実績5件】 ・東京圏を中心とした企業や支援機関等への補助制度等の周知	【課題】 女性をはじめとした更なる雇用の受け皿確保に向け、求職・就職の希望が多く、本市の産業構造上で不足しているICT関連企業の誘致が必要 【今後の取組】 ・今後の成長産業であり、雇用の受け皿となるICT関連企業の立地促進に向け令和2年度から拡充を図ったオフィス企業立地支援補助金の効果的な活用を図るとともに、都内に新たに設置を予定している交流・活動拠点を活用し、制度のPRや立地促進等を強化する。

施策の方向4 地域・社会における男女共同参画の推進

施策		方向性	事業番号	具体的な取組	事業概要	主管課	R01実績	課題と今後の取組
重点施策	女性活躍推進法							
●★	⑧女性のチャレンジへの支援	継続	42	女性向け就職情報の提供	女性が社会のさまざまな分野で能力を発揮し、活躍できるよう、就職情報を提供する。	男女共同参画課	年48回	【課題】 ・ハローワークの就職情報に係る発信を強化する必要がある。 【今後の取組】 ・就職情報の提供について、セミナー等を通し、より多くの人に周知を行う。
		継続	43	プチ起業講座の実施	女性の起業を支援するため、起業の基本的知識を学ぶ講座を実施する。	男女共同参画課	年4回開催 参加人数 延べ84名	【課題】 ・それぞれの段階に合わせた講座構成を考える必要がある。 【今後の取組】 ・参加者の意見を踏まえ、講師とも連携し、構成について反映させていく。
		新規	44	女性チャレンジショップの実施	女性の起業を後押しするため、「将来的に自分のお店を持ちたい」と考えている女性に対し、実践を学ぶ機会を提供する。	男女共同参画課	プレ・マーケットの実施 1回 フォローアップ講座の実施 1回	【課題】 ・これまで、地域で行うファインフィールドフェスティバル内で、実践の場の提供としてプレ・マーケットを行ってきたが、ファインフィールドフェスティバルが終了したことに伴い、代替の支援方法について検討する必要がある。 【今後の取組】 ・実際の出店については、県と連携し、フェスタインパーティへと誘導を行い、女性の起業を支援していく。
		継続	45	就職マッチング事業	出産・育児等を理由に離職した女性求職者の再就職を促進するため、就職に必要なスキルや知識を身に付ける講座の実施から就職斡旋までを一連の流れでサポートするマッチング事業を実施する。	商工振興課	・就職に必要なプログラム(研修、資格取得講座、職場体験、キャリアカウンセリング)を実施した上での就職斡旋 ・女性コース参加者: 17人(うち就職者12人)	【課題】 ・求職者のライフスタイルに合った多様な働き方が認められてきていることから、正規雇用のみこだわらない柔軟な雇用マッチングにも取り組んでいく必要がある。 【今後の取組】 ・正規雇用以外も含めた、多様な業種・職種を知る合同企業説明会を設けることで早期就職を支援するほか、就職後のカウンセリングにも取り組み、定着促進を図る。ただし、新型コロナウイルス感染症の広がりを注視し、事業の実施にあたっては、実施時期の延期や中止なども含めて慎重に判断していく。
		継続	46	自立支援給付金事業	ひとり親の主体的な能力開発の支援及び就業に有利な資格取得を容易にするため、教育訓練対象講座費用の一部助成や修業中の生活費の負担軽減のための給付等を行う。	子ども家庭課	・自立支援教育訓練給付金 受給者数 19人	【課題】 ・就労に必要な資格の習得や、資格取得による収入の増加に意欲のあるひとり親に対し積極的な制度周知を行い、更なる利用の促進に取り組む必要がある。 【今後の取組】 ・ひとり親の資格の取得に係る各種支援事業について、自立支援員による窓口相談などの機会を活用し、積極的な制度の案内・周知に取り組む。
		継続	47	学び直しの支援	社会の変化に対応するための学び直しを支援するため、大学や専門学校等の実施する公開講座等の情報提供などを行う。	生涯学習課	市ホームページにおける学び直しの情報掲載 ・中学校卒業程度認定試験 ・高校卒業程度認定試験 ・大学の公開講座 ・就職(再就職)につながる講習 など	【課題】 学び直しに関する各種情報を収集し提供してきたが、今後は情報提供などの間接的な取組だけでなく、市民の学び直しを直接的に支援する取組についても検討していく必要がある。 【今後の取組】 学び直しに関する情報の収集や提供は継続しながら、各大学や職業訓練所などとの連携について、考え方や連携方法の整理などに取り組んでいく。

⑨地域における男女共同参画の推進	継続	48	市民企画講座の実施	男女共同参画推進団体として活動する団体と講座の運営を協働で行うことにより、団体活動を促進し支援する。	男女共同参画課	講座実施回数 10回 参加人数 延べ299名	【課題】 ・幅広い層への啓発を促進するため、様々な団体と協働で実施する必要がある。 【今後の取組】 ・男女共同参画に関連する団体のみならず、サークルや企業等と連携し、新たな層への啓発を行うとともに、連携団体の男女共同参画への理解を深めていく。
	拡充	49	防災活動や災害発生時における男女共同参画の推進	「宇都宮市地域防災計画」に基づき、女性や要配慮者等の多様な視点に配慮した避難所運営ができるよう、平常時より地域と行政との連携体制を構築するとともに、男女共同参画の視点からの啓発講座や出前講座等を実施し、その視点の重要性について啓発する。	危機管理課 男女共同参画課	・「宇都宮市避難所開設・運営ガイドライン」の作成 単身女性や母子世帯など、女性のための世帯が安心して休めるよう可能な範囲で女性専用スペース確保するよう明記。 ・防災出前講座の実施 実施回数 34回 参加者数 1,501人	【課題】 ・「宇都宮市避難所開設・運営ガイドライン」について、庁内外に周知するとともに、説明会等を通して理解を深めていく必要がある。 【今後の取組】 ・災害時の女性や要配慮者等の視点を踏まえた避難所運営について、ガイドラインに係る説明会や出前講座などの機会を利用して、より多くの市民への情報発信を行っていく。
	新規	50	まちづくり活動応援事業	まちづくり活動への参加者の増加や活性化を図るため、スマートフォンを活用してまちづくり活動の情報発信と入手ができる仕組みをつくることと、活動への参加に対してポイントを付与し、活動参加のきっかけを創出する。	みんなでまちづくり課	・活動者登録数 977人 ・実施団体登録数 89団体 ・活動延べ人数 1,299人	【課題】 ・令和元年11月から本格実施し、市内39地区、NPO、企業等を対象とした説明会を実施のほか、広報誌、SNSなど様々な媒体を活用して事業周知に取り組むことができた。 ・引き続き、HP、SNSなどICTを活用した周知を行うとともに、より多くの活動者や実施団体に積極的に参加してもらうため、事業説明会や働きかけを実施し、参加登録を促していく必要がある。 【今後の取組方針】 ・本事業のさらなる推進を図るため、本事業を活用した活動者に対するシステムを通じたアンケートの実施や実施団体へのヒアリング等により、ニーズを把握し、まちづくり活動団体の参加促進に向けた具体的な方策を検討・実施していく。
	継続	51	親学出前講座の充実	保護者の家庭教育に対する意識の高揚を図り、もって家庭の教育力の向上を図ることを目的として、学校や保育園、幼稚園、サークル等からの要請により、保護者の集まる機会に、職員等が親学に関する講座を実施する。	生涯学習課	親学出前講座の実施 実施回数 133回 参加者延べ人数 5,191人	【課題】 ・仕事等の理由により、講座に参加できない親などへの学びの場の提供が課題となっている。 【今後の取組】 ・今後も引き続き、家庭教育支援活動者との連携講座の充実、就学時健康診断や年長児向け保育参観、企業内研修など多くの親が集まるあらゆる機会を捉えた親学出前講座の実施及び活用依頼を行う。
	継続	52	生涯学習センターとの連携による男女共同参画推進講座等の実施	各地域における生涯学習活動において、男女共同参画についても学ぶ機会を増やすため、生涯学習センターと男女共同参画推進センターの共催による講演会の実施や、男女共同参画推進センターが講座プログラム等を提供する。	男女共同参画課 生涯学習課	・生涯学習センターにおける男女共同参画推進講座の実施 講座数 5講座 実施回数 19回 延参加者 312人 [男女共同参画課] ・生涯学習センターとの情報共有	【課題】 連携を密に図りながら講座数を増やし、男女共同参画の推進に取り組む必要がある。 ・生涯学習センターと男女共同参画推進センターそれぞれにおいて市民への学習の機会を提供しており、相互に情報提供を行う必要がある。 ・連携を密に図りながら講座数を増やし、男女共同参画の推進に取り組む必要がある。 【今後の取組】 生涯学習センターでの講座のねらいと男女共同参画推進センターの講座プログラムの内容の調整などを図りながら男女共同参画推進講座に取り組んでいく。 ・生涯学習センター長会議などを活用し、適宜、講座開催に係る情報提供を行いつつ、受講者の特徴やニーズに合わせた講座プログラムを提供する。 ・生涯学習センターでの講座のねらいと男女共同参画推進センターの講座プログラムの内容の調整などを図りながら男女共同参画推進講座に取り組んでいく。

施策の方向5 意思決定過程における男女共同参画の推進

施策		方向性	事業番号	具体的な取組	事業概要	主管課	R01実績	課題と今後の取組
重点施策	施策の名称							
●★	⑩市の政策・方針決定過程における女性の登用促進	継続	53	審議会・委員会等への女性登用促進	審議会や委員会等における女性委員の割合を高め、男女がともに政策や方針などの意思決定の場に参画できるようにするため、男女共同参画推進センター等において公募委員の募集情報を積極的に周知する。また、女性の登用促進のための仕組みの検討や、庁内関係各課に働きかけを行う。	男女共同参画課	・庁内への審議会委員会等における女性登用の周知啓発 1回	【課題】 ・本市においては、審議会等における女性の割合が全国と比べて低い状況であるとともに、減少傾向にある。 【今後の取組】 ・今後は、これまでの取組に加え、身近な地域における女性の活躍事例等を発信するなど、女性の更なる登用促進に取り組んでいく。
		拡充	54	女性のためのリーダー養成講座の実施	男女がともに政策や方針などの意思決定の場に参画できるよう、地域や団体等で活躍する女性リーダーを養成するための講座を開催する。	男女共同参画課	・講座実施回数 2回 参加人数 延べ17名 「働き方マネジメント講座 経営者向け」 「働き方マネジメント講座 管理職・中堅社員向け」 ・県主催事業「ウーマン応援塾」 本市参加人数4名	【課題】 ・職場だけに限らず、地域や団体など様々な分野での女性リーダーを養成する必要がある。 【今後の取組】 ・地域や企業など、ターゲットに合わせた団体等と協力連携しながら講座を開催するほか、県実施の「ウーマン応援塾」に受講者を派遣することで、効率的に啓発を行う。
		継続	55	本市の女性職員へのキャリア・アップ研修の実施	将来の女性リーダー育成を視野に、女性職員のキャリア意識の醸成とモチベーションの向上、女性リーダーに求められるスキル等の習得を図るため、女性職員のキャリア・アップ研修を実施する。	人事課	女性職員のキャリア・アップ研修実施 実施回数:2回 対象:新任の総括・専任、主任 参加人数:43名	【課題】 ・女性職員の初期キャリアの充実に資する研修内容としていく必要がある。 【今後の取組】 ・今後も継続して実施する。 ・令和2年度より適用となる本市女性職員の活躍に向けた、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画「ワークライフいきいきアクションプラン」の事業効果を改めて検証し、研修対象者や内容を検討していく。
		継続	56	本市管理職等職員へのキャリア支援研修の実施	女性職員が仕事と生活の両立を図り、更なる活躍につなげるため、重要な役割を担う管理職等が女性の部下のキャリア支援に必要な考え方や知識の習得を図るため、女性活躍推進キャリア支援研修を実施する。	人事課	女性活躍推進キャリア支援研修実施 実施回数:1回 対象:新任の課長級 参加人数:21名	【課題】 ・部下のキャリア支援に加え、長時間労働の是正などの働き方改革や男性の家事・育児参加の促進に資する内容を盛り込む必要がある。 【今後の取組】 ・今後も継続して実施する。 ・令和2年度より適用となる本市女性職員の活躍に向けた、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画「ワークライフいきいきアクションプラン」の事業効果を改めて検証し、研修対象者や内容を検討していく。
★	⑪自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進	継続	57	管理職・役員等への女性登用促進に向けた啓発	管理職や役員等、意思決定の場における女性の参画を促進するため、男女が共に参画することの意義や重要性などを分かりやすく示した資料(パンフレット等)を作成・配布し、企業や地域に周知・啓発する。	男女共同参画課	情報誌の発行 1回	【課題】 ・様々な分野への参画促進のため、身近なロールモデルとなるような活躍女性の情報を発信する必要がある。 【今後の取組】 ・様々な分野で活躍する女性を紹介する、市民に親しみやすい情報誌を作成することにより、女性の意思決定の場への参画を促進させる。

基本目標Ⅲ 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備

施策の方向6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

重点施策	女性活躍推進法	施策の名称	方向性	事業番号	具体的な取組	事業概要	主管課	R01実績	課題と今後の取組
			継続	58	DVの未然防止対策の推進	<p>社会全体にDVについての理解を深めるため、民生委員・児童委員、医療機関等への啓発を実施するなど、市民協働により、広く市民への啓発に取り組む。</p> <p>学校等との連携を強化し、より多くの学校等で生徒や保護者等にデートDV防止出前講座などを実施する。</p>	男女共同参画課	<p>・民生委員・児童委員等に対する啓発講座の実施 実施回数:4回 参加人数:201名</p> <p>・デートDV防止出前講座 実施回数 12回 参加人数 延べ1,211名</p>	<p>【課題】 ・DVの定義や被害者への対応について学ぶ講座を開催することにより、正しい情報を発信する必要がある。</p> <p>【今後の取組】 ・地域住民の情報を入手しやすい立場にある民生委員・児童委員等を対象にDV防止啓発や窓口の周知を行うことにより、早期の相談につなげる。</p>
			継続	59	相談体制の充実	<p>広報紙・リーフレットの配布やステッカーの貼付など、様々な機会や手段を活用した広報活動を行う。 医療機関や公共施設のほか、被害者のより身近なところでの効果的な周知場所を検討し、広報活動を行う。</p> <p>個々の相談事案に応じて、適切な対応がとれるよう、相談員の専門性の向上に向けた研修を充実する。 被害者の状況に応じて、カウンセリングや法律相談を実施する。 相談内容等に応じて、各種行政手続や自立支援事業の内容などについて教示するとともに、関係部署と情報を共有し、連携を図りながら、相談支援を行う。 とちぎ男女共同参画センターや民間支援団体、市町及び警察等との一層の連携強化を図り、被害者の状況に応じた相談支援を行う。 法律に基づく専門的相談が必要とされる場合は、弁護士や民間支援団体との連携により、相談支援を行う。 男性を対象とした相談窓口の設置など、市民のニーズに対応した相談体制について検討する。</p>	男女共同参画課	<p>・広報紙による相談窓口の周知 毎月 ・市有施設へのリーフレットの配布 年1回</p> <p>・弁護士相談 実施人数 84名 ・カウンセリング 実施人数 18名</p>	<p>【課題】 ・被害者の早期の相談につなげるため、「市配偶者暴力相談支援センター」の相談窓口を広く周知させる必要がある。</p> <p>【今後の取組】 ・相談内容が多様化・複雑化していることから、相談に迅速かつ適切な対応ができるよう、相談員の資質の一層の向上を図り、関係機関との連携を強化する必要がある。</p> <p>【今後の取組】 ・相談員の外部研修への積極的な参加を促すとともに、内部研修を活用し、相談員の資質の一層の向上に努める。 ・また、関係機関との連携強化のため、子ども家庭支援室と情報交換会を実施するなど、より一層の連携強化を図る。</p>
			継続	60	緊急時における被害者の安全の確保	<p>一時保護における関係機関との連携、保護命令制度の利用</p>	男女共同参画課	<p>保護命令書面回答件数 5件</p>	<p>【課題】 ・相談者と相談員の双方の安全確保が必要である。 ・保護命令制度や証明書の発行を行う際は、事前の聞き取りを適切に行い、迅速に証明書等を交付する必要がある。</p> <p>【今後の取組】 ・危険性によっては、警察への協力要請を行うなど、安全性の確保に努める。 ・保護命令が想定される相談者には、書面回答を行うことを念頭に置き、相談者に適切な情報提供を行い、制度の円滑な利用を行うことができるよう努める。</p>

⑫配偶者や恋人からの暴力対策の推進(DV対策基本計画)	継続	61	被害者の自立支援体制の充実	男女共同参画課	各種手続が必要となる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」などを発行するほか、裁判や調停の手続など、被害者が慣れない法的手続を円滑に進めることができるよう、助言・支援等を行う。 関係部署との情報共有・連携を図りながら、被害者の状況や必要に応じて、行政手続等における同行支援を行う。	同行支援した被害者の人数 5名	【課題】 ・証明書の発行や各種手続きへの助言の他、被害者の状況に応じた支援を行う必要がある。 【今後の取組】 ・被害者の置かれた状況に合わせ、関係部署との連携を図りながら、適切な支援を受けられるよう努める。
					被害者の安全を確保するため、住民基本台帳事務における支援措置等により、被害者の住所が加害者に漏えいすることを防止する。 情報の共有化を進め、庁内関係課との連携を強化し、関係各課においても被害者の住所等の情報が加害者に漏えいしないよう、厳正な情報管理を行う。	・住民基本台帳事務における支援措置申出書の発行件数 55件(市配偶者暴力相談支援センター)	【課題】 ・庁内関係課と連携を強化し、関係各課においても厳正な情報管理を行う必要がある。 【今後の取組】 ・「DV防止庁内連絡調整会議」や窓口職員を対象とした「二次被害防止研修」、「DV被害者対応マニュアル」等において、情報管理の徹底について注意喚起を図る。
					被害者の子どもの心身の健康を取り戻すために、民間支援団体と連携しながら、心身回復に向けた支援プログラムやイベント等を実施する。 児童虐待に係る相談等に対し、電話、面接等により必要な支援を行うとともに、関係機関等への案内等を実施する。 発達に何らかの遅れや問題のある被害者の子どもに対して、個々の特性に応じた発達支援を提供するとともに、必要に応じて児童相談所などの関係機関を紹介する。 教育センターにおいて、子どもの心のケアと発達に関する悩みに対応する。	自立支援事業の子ども参加人数 延べ100名	【課題】 ・DVの行われている家庭の子どもは、面前DVやその他の虐待を受けていることが多く、子どもへのケアを所管する関係機関と連携する必要がある。 【今後の取組】 ・子どもの虐待を所管する関係機関と連携し、迅速に必要な支援を行う。 ・面前DVなどを経験した子どもは、生活が落ち着いてもそれまでの反動が出やすいことから、継続的に民間団体と連携し、子どもを支援するプログラムを実施していく。
					一時保護などの危機的状況を脱した被害者とその子どもを対象に、自立に向けた各種講座や相談会など、民間支援団体との連携により協働で取り組む。 日常生活において必要ときに被害者に寄り添える支援者の育成が求められることから、地域で見守ってくれる人を養成する。	自立支援事業の参加人数 延べ234名	【課題】 ・自立のためには、経済基盤をしっかりと持つことが重要であるため、就労支援に力を入れる必要がある。 【今後の取組】 ・就労支援講座について、より被害者の自立を促進する内容となるよう検討を行う。 ・地域での支援を広げるため、出前講座などを行い、理解促進を図るとともに、地域ボランティアと協力し、支援の強化を図る。
	継続	62	関係機関等との連携・協働によるDV対策の推進	男女共同参画課	庁内の関係部署で構成される「DV防止庁内連絡調整会議」を開催し、事例の検討や取組課題の解決を図るとともに、虐待等に係る関係部署との連携を強化する。	DV防止庁内連絡調整会議 1回開催	【課題】 ・DV被害者の二次被害の防止のため、DV被害者の窓口における配慮を求めた「パープルカード」を活用し、関係部署等との連携強化を図る必要がある。 【今後の取組】 ・引き続き「DV防止庁内連絡調整会議」を開催し、「パープルカード」事業を本格実施するほか、虐待等に係る関係部署との連携により、取組を効果的に推進する。
					関係機関等で構成される「DV対策関係機関ネットワーク会議」を開催し、事例検討や取組課題の解決を図るとともに、「虐待・DV対策連携会議」を開催するなど、虐待等に係る関係機関等との連携を強化する。	虐待・DV対策連携会議 1回開催	【課題】 ・未然防止に向けた関係機関等との連携強化及び啓発の推進を図る必要がある。 【今後の取組】 ・虐待・DVの関係機関、関係団体等が一堂に会する会議を通して連携しながら、関係機関等の相互の連携や情報の共有を図るほか、出前講座を通じた各地域の民生委員・児童委員等に対する啓発に取り組んでいく。

⑬女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止	継続	63	セクハラ等被害防止啓発の実施	セクハラ等の女性に対する被害を防止するため、企業に対するセクハラ等被害防止啓発チラシの配布や男女共同参画推進週間、月間等において啓発パネル展を実施するなど、啓発を実施する。	男女共同参画課	・WLB実践ガイドブックの周知 8,000社 (配布手法を紙媒体から電子媒体へ移行)	【課題】 ・セクハラ等の女性に対する被害を防止するため、引き続き啓発を実施していく必要がある。 【今後の取組】 ・職場におけるセクハラ防止のため、ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブックの配布等の機会を活用し、企業への啓発を効果的に行うとともに、男女共同参画推進週間、月間等におけるパネル展示により啓発を実施する。
	継続	64	性暴力・性的被害等の未然防止	「AV出演強要・『JKビジネス』等に関する被害防止」に向けた注意を呼びかけるため、強化月間等に合わせ、市のホームページ等の各種媒体を活用した周知啓発を行うとともに、とちぎ性暴力被害者サポートセンター(とちエール)や警察等と連携を図りながら未然防止に努めていく。	男女共同参画課	・強化月間に合わせた「広報うつのみや」4月号での周知啓発、及び相談専用電話番号の掲載 ・市ホームページにおける周知啓発	【課題】 ・被害防止に向け、関係機関等と連携し、周知啓発が必要である。 【今後の取組】 ・引き続き強化月間等に合わせた周知啓発を行うとともに、各種媒体やイベント等を活用した周知啓発に努める。
	継続	65	ストーカー被害者等に対する相談体制の充実と被害防止のための啓発	ストーカー被害者等に対し、被害者の状況に応じた相談支援を行うことが重要であることから、虐待・DV対策連携会議等において、被害の相談を受けた際の支援手順や部署間の連携を確認し、相談体制の充実を図るとともに、被害にあわないよう防犯講習会などにおいて周知に努める。	男女共同参画課 生活安心課	[生活安心課] ・防犯活動指導員(警察官OB)による防犯講習会の開催 開催回数 238回 受講者数 7,935人 [男女共同参画課] ・虐待・DV対策連携会議 1回開催	【課題】 幅広い年代を対象に防犯講習会を開催しているが、つきまといや性被害にあいやすい女性を含む、青壮年期世代の参加者数が少ない状況にあることから、今後は青壮年期女性の参加者が増えるような取組や周知方法が必要である。 ・未然防止に向けた関係機関等との連携強化及び啓発の推進を図る必要がある。 【今後の取組】 女性向け防犯講習会の更なる充実を図るとともに、他事業と連携した周知方法を検討し、受講者数の増加に努める。 ・「虐待・DV対策連携会議等」の虐待・DVの関係機関、関係団体等が一堂に会する会議を通して連携しながら、関係機関等の相互の連携や情報の共有を図る。
	新規	66	青少年の性的被害未然防止の啓発	JKビジネス等新たな形態の「性の商品化」による被害者が若年女性に多く、被害者は、長期間にわたって心身の安定を損ない、社会参加が困難になることがあるため、中高生やその保護者に対して、新しい形態の性の商品化に関する情報提供や被害者にならないための周知啓発を行う。	青少年自立支援センター	JKビジネス被害防止啓発チラシを、保護者が対象の一日巡回指導体験や、青少年巡回指導員班長会議の際に各班長へ配布し、周知啓発を実施。	【課題】 被害未然防止のため、より多くの中高生、保護者等に周知する必要がある。 【今後の取組】 青少年のためのよりよい環境づくり強調月間(8月)にあわせ市図書館に展示コーナーを設置し、啓発チラシを配置するなどの啓発活動や保護者が対象の一日巡回指導体験などの機会を活用し、引き続き周知啓発を行う。
	新規	67	SNSを通じた被害等の未然防止	SNSを利用した異性とのトラブルや性的な被害は、メディアの特性から、専門的な知識がないとその情報の削除は難しく、当事者以外にも広がり、被害者が受ける精神的ダメージは大きく、立ち直りが難しい。このため、子どもや保護者とともに、広く一般に対してもSNS利用についての注意喚起を行う。	男女共同参画課 学校教育課	[男女共同参画課] ・人権週間啓発パネル展での周知啓発 ・人権講話(携帯電話安全教室)の実施 実施数:市立中学校8校 [学校教育課] ・スマホの使用に係る問題から児童生徒を守るための取組を推進するとともに、ネットいじめ等パトロール・相談事業を継続し、不適切な書き込みの検索・削除を行った。 ・児童生徒や保護者を対象としたスマホの使用に係る出前講座を実施した。	【課題】 ・SNSを通じた被害等は未然防止が重要となることから、子どもや保護者とともに、広く一般に対しても継続的な注意喚起を行う必要がある。 ・小中学生のスマホ等の所持率が年々増加傾向にあり、児童生徒をスマホ等によるトラブルや犯罪被害から守るため、周知啓発を更に積極的に行う必要がある。 ・スマホ等の所持を前提とした使用方法等の積極的な指導 【今後の取組】 ・人権擁護委員や関係機関等と連携し、児童・生徒や市民への周知啓発活動を行っていく。 ・小中学生のスマホ等の所持率が年々増加傾向にあり、児童生徒をスマホ等によるトラブルや犯罪被害から守るため、令和2年度より外部有識者(専門事業者を含む)による講話をこれまでの全中学校に加え、全小学校でも実施する。

施策の方向7 性に対する理解促進と性差に応じた健康支援

重点施策	女性活躍推進法	施策の名称	方向性	事業番号	具体的な取組	事業概要	主管課	R01実績	課題と今後の取組
⑭性についての理解促進	継続	68	性教育サポート事業の実施	人工妊娠中絶の現状や心身への影響等についての認識を深め、適切な意思決定や行動選択ができるようにするため、市内全校の中学3年生を対象に、専門的立場の産婦人科医による講話を年1回程度実施する。	学校健康課	・「性に関する講話」の実施 市内全中学校25校	【課題】 ・親子で性について考える機会が少ない。 【今後の取組】 ・親学の視点から保護者にも広く周知して参加を呼びかけ、親子で性について考えられるきっかけとさせたい。		
	継続	69	エイズ予防啓発普及活動の実施	エイズ・性感染症に関する正しい知識を普及啓発し、市民一人ひとりが自分の問題としてとらえ、感染しない、感染させないための行動がとれるようにするとともに、エイズに対する誤解・偏見のない社会づくりを推進するため、講演会や学校等におけるパンフレットの配布などの啓発活動を実施する。	保健予防課	・エイズ予防教育出前講座の実施 実施回数 17回 参加者数 3,421人 ・研修会 実施回数 1回 参加者数 37人 ・パンフレット等配布 配布回数 137回 配布部数 4,270部	【課題】 次世代を担う若い世代に対し、エイズ・性感染症の予防に関する正しい知識の普及啓発を図るため継続していく必要がある。 【今後の取組】 今後とも、エイズ予防教育を実施する学校と連携を図り、対象者の特性に合わせた予防教育を実施するとともに、世界エイズデーに合わせた啓発物品の配布等の啓発活動を大学や企業と連携して引き続き実施する。		
	継続	70	性といのちの健康教育の実施	思春期の若者を対象に、性と健康に関する正しい知識や情報を提供し、若者自身の性と健康を守る自己決定能力を育てるため、小中学生を対象とした保健師等による性といのちの健康教育を実施する。	子ども家庭課	・受講者数 2,961人	【課題】 ・小中学生に対する出前講座を通し、性と健康に関する正しい知識について周知啓発を実施した。また、思春期の健康教育については、学校保健でも積極的に実施されている現状が把握でき、対象者の見直しを行った。さらに、地区担当保健師等が実施したことで、地域保健と学校保健の連携に繋がっており、より効果的・効率的に事業を実施していく必要がある。 【今後の取組】 ・今後は、思春期の変化をより自分のこととして受け止められる中学生を対象とし、性と健康に関する正しい知識を理解・習得できるよう、引き続き、学校や教育委員会、保健予防課等と連携を図りながら、健康教育を実施していく。		
	新規	71	LGBTIに関する理解促進	近年、国内においての関心が高まっているLGBTIについて、市のホームページやリーフレット、人権週間などを活用した正しい情報提供と理解促進を図るとともに、当事者に対する相談窓口の周知を行う。	男女共同参画課 学校教育課	・小学生向けリーフレット作成、配布 (小学5年生に毎年配布) ・市有施設における多目的トイレの表示 363箇所 ・啓発ボールペン作成、配布 ボールペン 1,000本 ・本市人権教育主任研修会(6月)及び、校長会議(7月)において、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日文科省通知)に基づく取組の推進について、資料配布、説明	【課題】 ・LGBTへの理解促進を図るため、研修機会の確保や周知啓発活動の実施など、継続した周知啓発が必要である。 ・学校が具体的な対応を進めていく際の相談窓口を明確にする必要がある。 【今後の取組】 ・LGBTへの理解促進を図るため、当事者支援団体等との定期的な意見交換をしながら、効果的な手法により、啓発講座の開催などを実施していく。 ・学校教育課内各グループ、教育委員会事務局内および関係各課との情報共有を緊密にし、適切な情報提供と理解促進を図る。		
	継続	72	性差に応じた健康についての理解促進	男女がともに身体的特性について正しい情報を入手し理解し合い、生涯を通じて健康を享受できるよう、性差に応じた健康講座を実施する。	男女共同参画課	講演会を1回実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策により、中止	【課題】 ・より多くの市民に参加してもらえるよう、興味関心の高いテーマや社会情勢を踏まえた講座を企画する必要がある。 【今後の取組】 ・より充実した内容にするため、関係機関と連携し講座を実施するとともに周知に努める。		
	継続	73	がん検診の実施	健康に関する関心を高め、男女の身体的特性を理解するとともに、がんの早期発見・早期治療を促進するため、がん検診を実施する。	健康増進課	・胃がん 25,958人 ・肺がん 44,592人 ・大腸がん 40,716人 ・子宮がん 21,919人 ・乳がん(視触診) 2,096人 ・乳がん(マンモグラフィ検査+超音波検査) 8,473人 ・前立腺がん 15,674人	【課題】 今後もがんの早期発見・早期治療につなげていくため、更なる未受診者対策の強化が必要である。 【今後の取組】 がんの早期発見・早期治療を図るため、引き続き、各種がん検診を実施するとともに、より多くの方に受診してもらうよう、土日健診や総合健診の拡充、健診メニューのパッケージ化など、市民が受診しやすい環境整備や未受診者への個別受診勧奨に取り組みほか、広報紙や地区回覧、市ホームページ等を活用した普及啓発を行うなど受診率向上に努める。		
	継続	74	女性の健康力アップ事業の実施	女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康問題に対する社会的関心を高めるため、厚生労働省が主唱する女性の健康週間に併せて、パネル展示や健康教育等を実施する。	健康増進課	令和元年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、イベントは中止となった。	【課題】 女性の各ライフステージにおける特有の疾病とその予防方法等について、幅広い年代の市民に普及啓発していくことが必要である。 【今後の取組】 青壮年期の女性に興味・関心の高いテーマを選定するとともに、関係機関・企業等と連携し、周知方法や内容の充実を図りながら効果的な普及啓発に取り組んでいく。		

⑮性差に 応じた健康 支援	拡充	75	妊産婦健康 診査の実施	妊娠中に限らず、出産後も母親の生活環境は大きく変化するため、心身の不調が現れ、職場復帰や再就職を考えていても断念するなど、産後うつは、女性が就業を継続し、活躍する上で影響が大きい問題であることから、これまでの妊婦健康診査に加え、産後2週目と1か月目の産婦健康診時に産後うつ検査を実施し、異常の予防・早期発見・早期治療を支援する。	子ども家庭課	・利用率 妊婦健診:90.0% 産婦健診: 2週間健診 78.8% 1か月健診 90.9%	【課題】 ・安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えられるよう、引き続き、受診率の向上に向けた周知啓発に取り組みながら、妊産婦健康診査を継続実施していく必要がある。 【今後の取組】 ・今後とも、妊娠中及び産後の異常の予防や早期発見・早期治療を促し、妊産婦の適切な健康管理を行う。また、事業の趣旨を含めた制度の十分な周知を行い、受診率の更なる向上に努めながら、健康診査を継続して実施する。さらに、支援が必要な産婦を早期発見し、産後ケア、産後サポート事業などにつなげ、切れ目ない支援を実施していく。
	継続	76	不妊に悩む 人への支援	子どもに恵まれず不妊治療を受けている夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用外の不妊治療費の一部を助成する。	子ども家庭課	・助成件数 特定不妊 763件 人工授精 250件	【課題】 ・令和元年度は、人工授精において引き続き市独自助成を実施したほか、特定不妊治療において、男性不妊治療に対する助成額を拡充するとともに、制度案内のリーフレットへ助成額拡充についての情報を追加したほか、市内企業向けに作成している「事業所便利帳」へ「仕事と不妊治療の両立への配慮」等の情報を掲載するなど、積極的な周知・啓発を行い、子どもを持ちたい方の希望を叶えられるよう、不妊治療を受けている夫婦への助成を実施した。 ・引き続き、治療を希望する方へ確実に情報を届けられるような周知・啓発が必要である。 【今後の取組】 ・今後も、不妊治療を希望する方に、必要な情報を確実に届けられるよう、効果的な周知・啓発に努めていく。 ・新型コロナウイルス感染症に関連して、国からの通知に基づき、時限的な年齢要件の緩和及び所得審査基準の柔軟な適用について、適切に対応していく。
	継続	77	こころの健 康づくり対 策	こころの健康の保持増進を図るため、精神保健に関する正しい知識の普及啓発につとめ、精神疾患の早期発見、早期治療につなげるとともに、市民が健康で生きがいを持った生活ができるよう事業を推進する。	保健予防課	・こころの健康に関する健康教育の実施 実施回数 57回 受講者数 2,403人	【課題】 精神保健やこころの健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を行うことにより、精神疾患の早期発見・早期治療につなげるため継続していく。 【今後の取組】 こころの健康づくりを強化するために、市民一人ひとりが、自らのストレスに対するセルフケア能力を向上できるよう、引き続き、こころの健康に関する健康教育を実施する。
	継続	78	産後ケア事 業等の実施	出産直後の母子への心身ケアや育児のサポートを行うため、産後うつの疑いのある母親に対し、宿泊・通所・訪問等による支援を実施する。	子ども家庭課	・利用回数 宿泊型:70泊 通所型:35回 訪問型:16回 産後サポート:88回	【課題】 ・産後ケア事業(宿泊型・通所型)の実施医療機関を拡大するなど、受診しやすい環境づくりときめ細かな支援に取り組んでおり、引き続き、産後ケア事業の更なる充実に取り組む必要がある。 【今後の取組】 ・今後は、産後ケア事業(宿泊型・通所型)の実施医療機関の更なる拡大を図るとともに、産後ケア事業等の実績を踏まえ、効果や課題を検証し、事業の見直しや、効果的な事業の実施に向けて検討する。また、支援が必要な母親を早期に発見するため、引き続き、産婦健康診査の受診率の向上に向けた周知啓発に努めるとともに、医療機関との連携を緊密にし切れ目ない支援を実施していく。